

新ごみ処理施設整備運営事業者選定支援業務委託

プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

天草広域連合

I 一般概要

1. 目的

本実施要領は、天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業に係る事業者選定支援業務を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定することについて必要な事項を定めるものである。

2. 事業スケジュール（予定）

新ごみ処理施設整備運営事業の事業スケジュールを以下に示す。

供用開始時期は、令和14年度内を予定している。

天草広域連合新ごみ処理施設の整備スケジュール

年度 項目	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
事業者選定業務（本業務）								
新ごみ処理施設建設工事								
新ごみ処理施設運営（20年間）								

3. 業務の概要

(1) 業務名

新ごみ処理施設整備運営事業者選定支援業務委託

(2) 業務内容

詳細は、別紙仕様書による。

- ① 施設整備基本設計
- ② 事業スキーム、事業者募集・選定方法等の検討
- ③ 実施方針の作成及び公表に係る支援
- ④ 特定事業の選定及び公表に係る支援
- ⑤ 事業者募集書類の作成の支援
- ⑥ 事業者募集・評価・選定及び公表に係る支援
- ⑦ 事業契約締結に係る支援
- ⑧ 事業者選定委員会の運営支援
- ⑨ 関連業務等への支援

(3) 委託期間

契約締結日～令和10年9月30日

(4) 事務局

事務局：天草広域連合 環境衛生課 担当：比嘉・大野

住所：〒863-0001 熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2

電話：0969-27-0888 FAX：0969-22-2166
電子メール：ak-kankyo@amakusa-kouikirengo.or.jp

(5) 委託限度額

委託料は、49,056,700円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内とする。

4. 本プロポーザルの実施スケジュール

募集開始（公告）	令和8年9月4日（金）
質問書の提出期限	令和8年9月10日（木）17時まで
質問書に対する回答	令和8年9月16日（水）
実施要領等の配布	令和8年9月18日（金）まで
参加表明書及び基礎審査書類の提出期限	令和8年9月18日（金）
参加資格審査結果通知	令和8年9月30日（水）
提案審査書類の提出期限	令和8年10月30日（金）
提案審査（ヒアリング）	令和8年11月上旬
審査結果通知	令和8年11月中旬
契約締結	協議完了後

II 選定・審査

1. 選定方法

参加表明書を提出し、参加資格審査及び基礎審査を行う。

参加資格審査に合格した者は、技術提案書を提出し提案審査を行う。

基礎審査、提案審査の結果をもって、優先交渉権者を選定する。

2. 参加資格等

参加者の参加資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者とする。

なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 法人に関すること

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ② 天草広域連合の令和8年度の入札参加資格名簿に登録されているものであること。
- ③ 参加表明書の提出日から契約締結の日までの期間において、天草広域連合から指名停止を受け

ていないものであること。

- ④ 平成28年度以降に、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人を含む。）が発注した下記の同種業務について、元請として受注し、参加表明書の提出日までに完了した実績をそれぞれ2件以上有するものであること。なお、下記の同種業務を一括受注していた場合は、それぞれの業務実績の件数としてカウントする。

※同種業務（ア）：エネルギー回収型廃棄物処理施設（発電設備付き）の整備・運営（DBO方式）に係る事業者選定支援業務

同種業務（イ）：マテリアルリサイクル推進施設の整備・運営（DBO方式）に係る事業者選定支援業務

- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づく更正、再生手続き開始の申立がなされていないものであること。
- ⑥ 市町村民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。
- ⑦ 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはそのすべての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(2) 配置技術者に関すること

本業務においては、配置する技術者の要件は次のとおりとする。

配置技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、以下に示す技術者はいずれも兼務はできない。

- ① 管理技術者は、技術士法に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環）又は（部門：総合技術監理、選択科目：衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有し、平成28年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了した同種業務（ア）、及び同種業務（イ）の実績を複数件（2件以上）有する者であること。（同種業務はⅡ2.(1)④の※に示す内容と同意である。）

- ② 照査担当技術者は、本業務の進捗状況に応じて必要な照査を行い、業務全般にわたり、本仕様書と業務成果品について技術上の照査・管理を行うものとする。照査技術者は、技術士法に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環）又は（部門：総合技術監理、選択科目：衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有し、かつ、平成28年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了した同種業務（ア）及び同種業務（イ）の実績を複数件（2件以上）有する者であること。（同種業務はⅡ2. (1)④の※に示す内容と同意である。）
- ③ 主担当技術者は、業務の全般において管理技術者の補佐を行うものとする。技術士法に基づく技術士（部門：衛生工学、選択科目：廃棄物・資源循環）又は（部門：総合技術監理、選択科目：衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有し、かつ、平成28年度以降に受注し参加表明書の提出日までに完了した同種業務（ア）、及び同種業務（イ）の実績を複数件（2件以上）有する者であること。（同種業務はⅡ2. (1)④の※に示す内容と同意である。）
- ④ その他本業務に必要となる専門技術、国家資格を有する担当技術者を配置すること。

※衛生工学部門及び総合技術監理部門（衛生工学）における選択科目「廃棄物・資源循環」制定以前の「廃棄物処理」、「廃棄物管理計画」、「廃棄物管理」は同等とみなす。

3. 質問の受付及び回答

質問書（様式2）を電子メールにより事務局まで提出すること。電子メール送付の際は、開封確認の要求を設定すること。質問書提出日の翌日の午前中までに、天草広域連合から開封確認の通知がない場合は、環境衛生課まで電話にて連絡すること。質問に対する回答は、本広域連合ホームページで公表する。なお、口頭による質問は受け付けない。

4. 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を事務局へ持参又は郵送すること。提出部数は1部とする。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

なお、参加資格審査結果は、電子メール及び書面にて通知する。

5. 基礎審査書類の提出

基礎審査では、企業及び技術者の能力や地域精通度等について審査を実施する。提出書類（様式3～様式10）は持参又は郵送により事務局まで提出すること。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

【提出書類一覧】

項目	様式	提出部数	備考
書類の提出について	様式3	3部	作成者は様式1 参加表明書の担当者名と合わせる。
会社概要調書	様式4	3部	会社案内（パンフレット等）を添付すること。 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、滞納のない証明書（国税及び地方税）を添付すること。
業務実績調書	様式5-1～5-2	3部	履行が確認できる書類を添付すること。

技術士一覧表	様式6	3部	衛生工学部門：選択科目は廃棄物関連（総合技術監理部門も同様） 資格証の写しを添付すること。 本業務配置予定技術者も含む。
配置予定技術者の調書	様式7-1～9-3	3部	管理技術者、照査技術者、主担当技術者
九州管内技術者一覧	様式10	3部	本業務に係る技術者に限る

6. 提案審査書類の提出

(1) 提出書類及び提出部数等

	提出部数	備 考
提案審査書類提出届（様式11）	正 1 部	—
技術提案書（任意様式）	正 1 部 副 7 部	・ A4版、縦置き、横書きとすること。 ・ 文字の大きさは10.5ポイント以上とすること（図表を除く）。 ・ 枚数上限は5枚以内（10ページ以内、表紙・目次を除く、A3版は片面を2ページとしてとして計上（両面利用の場合4ページ））とする。 ・ 専門知識を有さない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。
価格提案書（様式12）及び提案価格内訳書（任意様式）	正 1 部	・ 封筒に封入封緘、封字（押印）のうえ、提出すること。 ・ 提案価格内訳書（表紙付き）を同封すること。

(2) 技術提案書への記載事項

- 1) 業務の実施方針
- 2) 業務の実施体制
- 3) 業務の実施内容
- 4) 業務の実施工程
- 5) 業務の実施における工夫等

(3) 提出方法

上記書類を郵送又は持参により事務局まで提出すること。持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

7. 審査・選定

(1) 審査方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

本広域連合で構成する評価会議及び事務局において、提出書類について審査基準に基づき審査を

行い、基礎審査と提案審査の合計点数が最も高い提案者（優先交渉権者）と契約交渉を行う。

なお、合計点数が同点となった場合は、評価会議で協議の上、順位付けを行う。

(2) 基礎審査

基礎審査では、下表の内容について事務局にて書類審査により評価を行う。なお、基礎審査の点数は、のちに提案審査の点数と合わせる。

【評価項目等】

評価項目		評価の着目点	配点
企業の業務実績	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る業務実績	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係るDBO方式による施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る業務実績を複数有する。	5点
	マテリアルリサイクル推進施設に係る業務実績	マテリアルリサイクル推進施設に係るDBO方式での施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る業務実績を複数有する。	5点
	資格者数	技術士（衛生工学部門：廃棄物関連）の人員数が多い。	5点
管理技術者の能力等	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る業務実績	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係るDBO方式による施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る業務実績を複数有する。	5点
	マテリアルリサイクル推進施設に係る業務実績	マテリアルリサイクル推進施設に係るDBO方式での施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る業務実績を複数有する。	5点
照査技術者の能力等	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る業務実績	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係るDBO方式による施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る照査実績を複数有する。	5点
	マテリアルリサイクル推進施設に係る業務実績	マテリアルリサイクル推進施設に係るDBO方式での施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る照査実績を複数有する。	5点
主担当技術者の能力等	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係る業務実績	エネルギー回収型廃棄物処理施設に係るDBO方式による施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る業務実績を複数有する。	5点
	マテリアルリサイクル推進施設に係る業務実績	マテリアルリサイクル推進施設に係るDBO方式での施設整備・運営事業の事業者選定業務に係る業務実績を複数有する。	5点
九州管内在住の技術者	九州管内の技術者数	本業務配置予定技術者の内、九州管内居住の技術者数（貴社と恒常的な雇用関係にあること。）	5点
合 計			50点

(3) 提案審査

提案審査では、下表の内容について評価会議にて評価を行い、優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

ヒアリングについては、15分間の説明、10分間程度の質疑応答を予定している。技術提案書に基づいて作成した説明資料（プレゼンテーションに使用するパワーポイント資料等）の配布は認めるが、提案内容を補足する追加資料や技術提案書に記載のない追加提案資料等の配布は認めない。技術提案書の説明は管理技術者が行うものとし、パソコン等の操作者を含め出席者は4名以内とする。なお、会場や時間等の詳細な内容については、別途通知する。

審査結果は、提案審査参加者全員に速やかに書面で通知する。

【評価項目等】

評価項目		評価の着目点	配点
提案内容	業務の実施方針	本事業の特性をふまえた上で、業務遂行の基本的な考え方や実施方針が設定されているか。	5点
	業務の実施体制	組織体制や技術対応が十分に確立されているか。建築、土木、電気等の専門分野の技術者が配置されているか。	10点
	業務の実施内容	事業者選定支援業務を実施する上で、業務を的確に推進するための具体的かつ効果的な提案がなされているか。	5点
	業務の実施工程	業務のマイルストーン（工程の節目）が適切に設定され、業務遂行に無理のない工程計画となっているか。	5点
	業務の実施における工夫等	業務の遂行にあたり、独自の工夫がみられ、本連合にとって有益な提案となっているか。	10点
ヒアリング・質疑応答		専門技術力、業務の理解度、取組意欲、コミュニケーション能力	10点
価格評価		見積額（提案価格について以下の式による（参加者内での最低価格÷提案価格）×配点）	5点
合 計			50点

(4) 提案者が1者のみの場合の取扱い

技術提案書等の提出者が1者のみの場合においても、上記（2）、（3）の審査方法により審査を行う。

8. プロポーザルの取りやめ

参加表明書等の提出者又は技術提案書等の提出者がいない場合は、本プロポーザルを取り止める。

9. 契約の締結

(1) 評価会議で特定された最も優れた提案の提出者に対し、本業務に係る委託契約の優先交渉権が

- 与えられる。
- (2) 優先交渉権を与えられた者との協議が整った場合は、当該者と契約を締結する。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者を交渉権者とする。
 - (3) 優先交渉権を与えられた者が契約までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点候補者を交渉権者とする。
 - (4) 契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明した時は、契約の解除ができるものとする。

Ⅲ その他

1. 技術提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 審査書類を期限内に提出しない者
- (2) 公募の告示日から評価会議における全ての審査が終了するまでの間、評価者に直接、間接を問わず連絡を求めた者
- (3) 提出書類に虚偽の記載又は法令等に違反する表現をした者
- (4) ヒアリングに正当な理由なく欠席した場合
- (5) 見積書の金額が委託限度額を超過した場合
- (6) その他、本要領に違反すると評価会議が認められた場合

2. 技術提案書の取扱い

- (1) 技術提案書に記載された内容については、原則変更は認めない。
- (2) 技術提案書に記載した配置技術者は、本業務が全て終了するまで変更できない。ただし、病休、死亡、退職等極めて特別な理由により変更を行う場合は、その限りではない。
- (3) 提出された全ての技術提案書等は返却しない。
- (4) 提出された技術提案書等は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 本広域連合は選定された技術提案書等の内容に拘束されないものとする。

3. その他

- (1) 辞退する場合は参加辞退届（様式13）を事務局へ持参又は郵送すること。
- (2) 本プロポーザルの手続において使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募する者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出は、参加を表明する者で1つとする。
- (5) 本プロポーザルの結果については本広域連合ホームページにて公表する。ただし、契約候補者として特定された者以外の提案者と採点結果は公表しないものとする。
- (6) 契約候補者として特定されなかった者は、特定されなかった理由について説明を求めることができるものとし、説明を求める場合は定められた期間内に書面にて通知すること。
- (7) 参加者は、評価結果及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (8) 提出された書類は天草広域連合情報公開条例及び天草広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。